



# 鳥取県公報

令和5年11月10日(金)  
第9546号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 国土調査の成果の認証（531）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公 告 家畜商法による講習会の開催（畜産振興課）・・・・・・・・・・ 2

# 告 示

## 鳥取県告示第531号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日南町	平成26年度から令和3年度まで	日南町(茶屋の一部(20143140103))の地籍図及び地籍簿	日南町茶屋の一部	令和5年11月10日
〃	平成30年度から令和3年度まで	日南町(霞の一部(20183140101))の地籍図及び地籍簿	日南町霞の一部	〃
〃	〃	日南町(霞の一部(20183140102))の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	〃	日南町(湯河の一部(20183140103))の地籍図及び地籍簿	日南町湯河の一部	〃
〃	令和2年度及び令和3年度	日南町(茶屋の一部(20203140103))の地籍図及び地籍簿	日南町茶屋の一部	〃
智頭町	令和元年度から令和4年度まで	智頭町(大字大屋の一部(20193132801))の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大屋の一部	〃
〃	〃	智頭町(大字八河谷の一部(20193132802))の地籍図及び地籍簿	智頭町大字八河谷の一部	〃

# 公 告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

令和5年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 開催日時  
令和5年12月21日(木)及び同月22日(金)午前9時から午後5時まで
- 開催場所  
鳥取県畜産試験場大会議室(東伯郡琴浦町大字松谷606)
- 講習の科目及び時間
  - 家畜の取引に関する法令 4時間
  - 家畜の品種及び特徴 4時間
  - 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 受講手続

## (1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課及び鳥取県ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/27126.htm>) において交付する。

## (2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に必要事項を記入の上、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5センチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。)を貼り付けて、令和5年11月29日(水)までに7の場所に提出すること。

なお、郵送等による場合は、同日までに到達したものに限り、受け付ける。

## 5 受講料

3,540円(受講決定後に送付される納付書により納付すること。)

## 6 その他

本講習会の受講に当たっては、受講手数料のほかテキスト代金(3,740円(税込))が必要となるので、講習会初日に配布する請求書により支払うこと。(注文する冊数によって、送料が加算されることがある。)

なお、講習会の対象者は主に中国地方及び四国地方在住者を対象とする。

## 7 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課

電話 0857-26-7829